

(資料1)

プラスチックの資源化に向けた現状と課題について

調布市は、令和5（2023）年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画において、現在の「容器包装プラスチック」に「製品プラスチック」を加え、プラスチック全体を分別・資源化するしくみの検討・導入を図ることとしています。導入時期は、現在、建替工事を行っているふじみ衛生組合リサイクルセンターが本稼働する令和11（2029）年度からを予定しています。

そこで、本資料では、プラスチックの資源循環をめぐる国内の動向や調布市の取組を踏まえ、製品プラスチックのリサイクルに向けた現状と課題について整理します。

参考：「容器包装プラスチック」「製品プラスチック」とは

容器包装プラスチック

中身（商品）を取り出したり、使い切ったりした後に不用となるプラスチック製の「容器」や「包装」



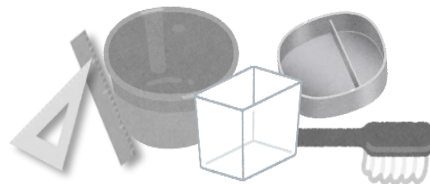
プラマーク



ボトル、トレー、菓子袋、カップなど

製品プラスチック

容器包装プラスチック、ペットボトル以外の主にプラスチックだけでできている製品



文房具、洗面器、ケース、歯ブラシなど

(資料1)





1. 調布市の現状

1.1 容器包装プラスチックの分別収集

(1) リサイクルの流れ

○ 調布市の容器包装プラスチックの分別収集・リサイクルの流れは下図のとおりです。

図表 1 調布市の容器包装プラスチックのリサイクル

分別排出	収集運搬	選別・保管	再商品化
<ul style="list-style-type: none">・プラスチック製の容器包装で基本的にプラマークが付いているもの・透明又は半透明の袋で排出・汚れが落ちないプラスチック容器包装は可燃ごみへ・プラスチック製品は不燃ごみへ 	→ 週1回 無料収集 → 	※令和6年度まで ふじみ衛生組合リサイクルセンターで容器包装プラスチック以外の異物や汚れたプラスチックを選別除去後、バール状にして保管 	→ <ul style="list-style-type: none">・容器包装リサイクル法に基づき、指定法人（日本容器包装リサイクル協会）が引き取り、再商品化事業者に委託・令和6年度は材料リサイクルとしてプラスチック原料に再生 

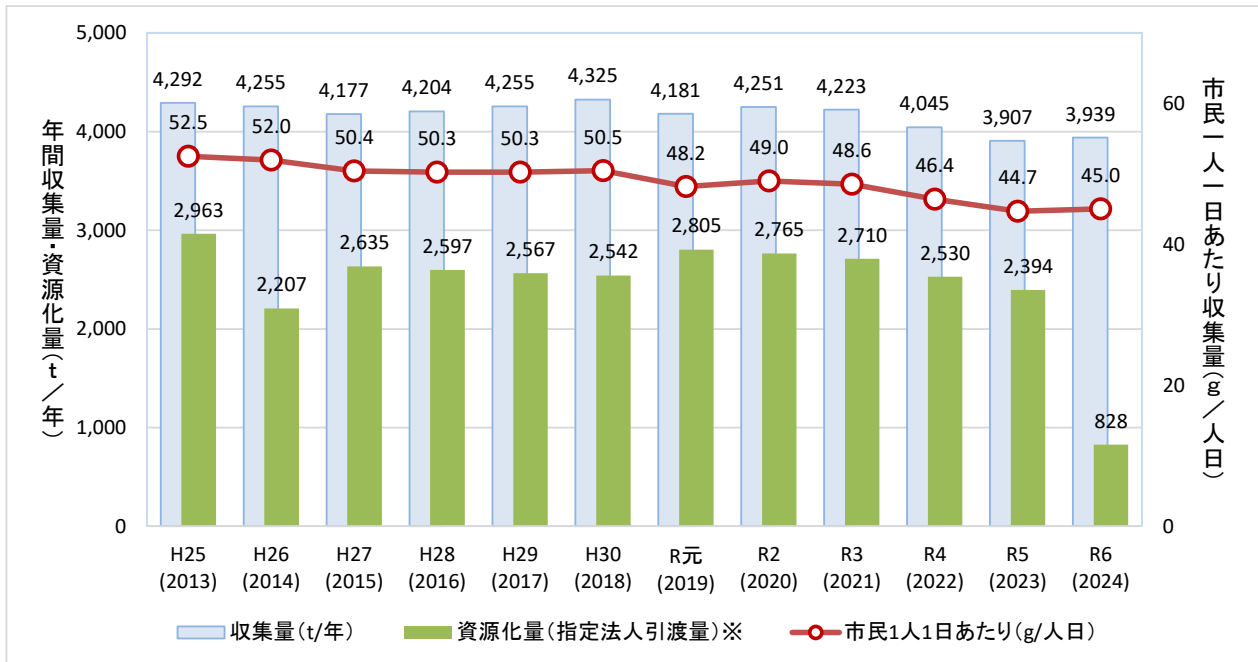
※ ふじみ衛生組合リサイクルセンターは令和10年度まで建替工事中
建替期間中は、リサイクルできないプラスチックを焼却処理により熱回収（サーマルリサイクル）
それに伴い、市の総資源化率（ごみとして排出されたもののうち資源として再利用された割合）は、40.0%（令和5年度）から36.1%（令和6年度）に低下

(資料1)

(2) 容器包装プラスチックの収集実績

- 調布市は平成 16（2004）年度から容器包装リサイクル法に基づく容器包装プラスチックの分別収集を開始しました。
- 令和 6（2024）年度の容器包装プラスチック収集量は 3,939 トン，市民 1 人 1 日あたり 45.0g/人日となっています。
- 1 人 1 日あたり収集量は，ここ 10 年，微減から横ばい傾向となっています。（図表 2）

図表 2 容器包装プラスチックの収集量・資源化量



※容器包装プラスチックの資源化量（指定法人引渡量）は，ふじみ衛生組合の引渡量の実績を三鷹市・調布市とで按分した推計値です。

(資料1)

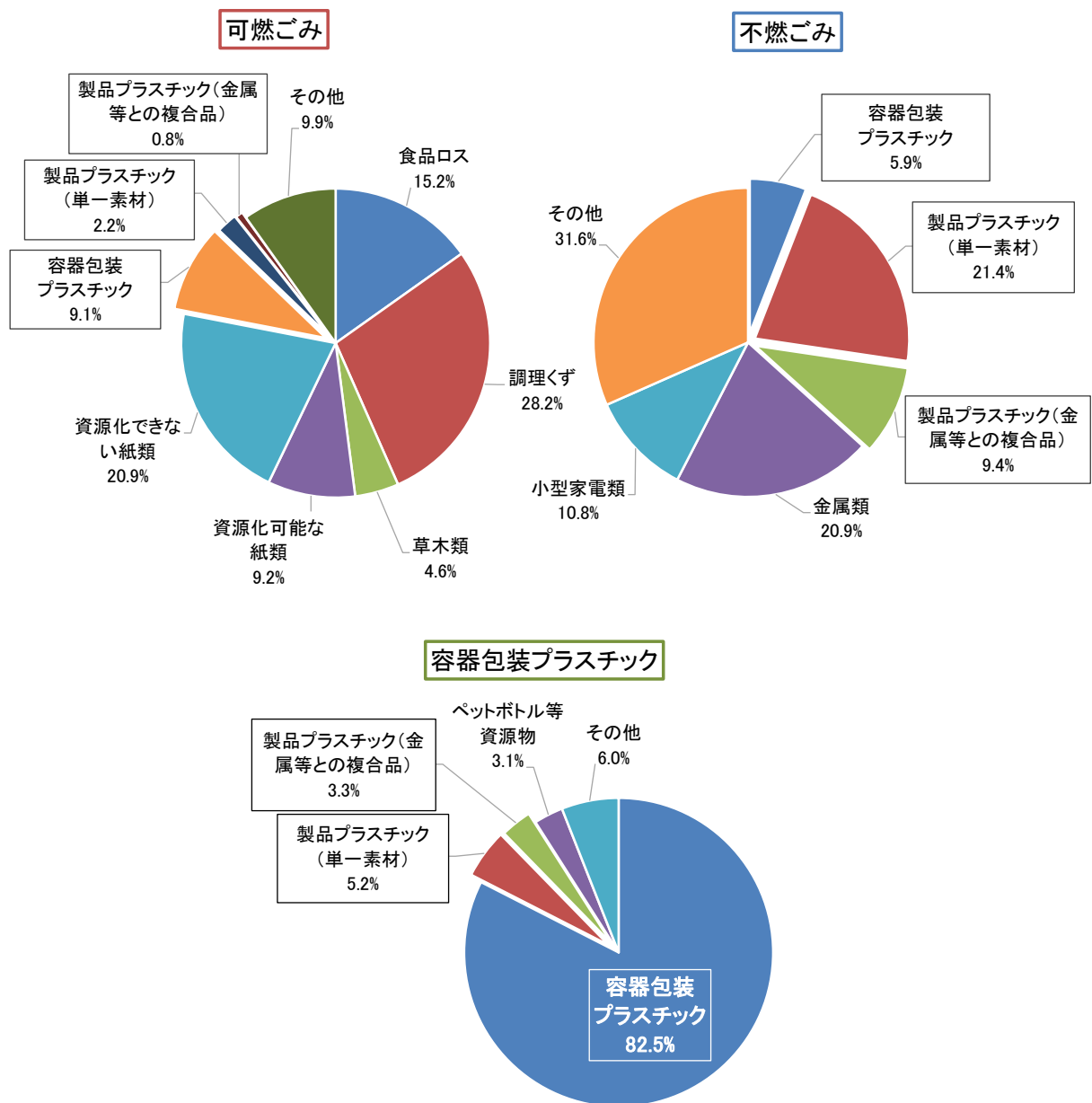
(3) 可燃ごみ・不燃ごみに含まれる「製品プラスチック」の推定量

○ 令和5年度に実施した組成分析調査(※)によると、「可燃ごみ」中には2.9%、「不燃ごみ」中には30.8%、「容器包装プラスチック」中には8.4%の製品プラスチックが含まれています。

※令和6年度は「不燃ごみ」「容器包装プラスチック」の組成分析調査は実施せず

○ 金属等が含まれない単一素材の製品プラスチックに限ると、「可燃ごみ」中2.2%、「不燃ごみ」中21.4%、「容器包装プラスチック」中5.2%です。

図表3 令和5年度組成分析調査結果



(資料1)

- 令和5年度の可燃ごみ収集量 26,404t, 不燃ごみ収集量 2,951t にそれぞれの製品プラスチック組成割合をかけると, 可燃ごみ中には 777t, 不燃ごみ中には 908t, 合計で 1,685t の製品プラスチックがごみに排出されていると推定されます。(図表 4)

図表 4 可燃ごみ・不燃ごみ中の製品プラスチックの推定排出量 (R5)

A 令和5年度の収集実績

項目	可燃ごみ	不燃ごみ	容器包装プラスチック
令和5年度収集量(実績)	26,404t	2,951t	3,907t



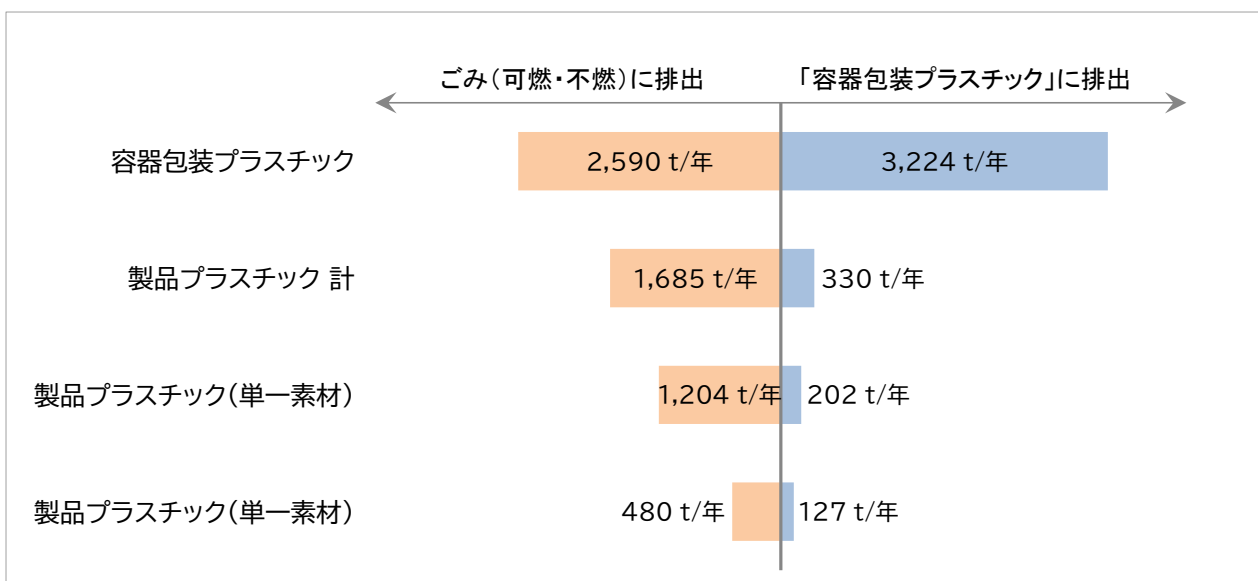
B プラスチック類の含まれる割合(組成分析調査結果)

項目	可燃ごみ	不燃ごみ	容器包装プラスチック
容器包装プラスチック	9.1%	5.9%	82.5%
製品プラスチック計	2.9%	30.8%	8.4%
製品プラスチック(単一素材)	2.2%	21.4%	5.2%
製品プラスチック(金属等との複合品)	0.8%	9.4%	3.3%



C プラスチック類の推定排出量(A×B)

項目	可燃ごみ	不燃ごみ	可燃・不燃計	容器包装プラスチック
容器包装プラスチック	2,415t	175t	2,590t	3,224t
製品プラスチック計	777t	908t	1,685t	330t
製品プラスチック(単一素材)	572t	632t	1,204t	202t
製品プラスチック(金属等との複合品)	204t	276t	480t	127t



(資料1)

1.2 調布市のプラスチック 3R の取組

(1) CHOFU プラスチック・スマートアクション（令和2年）

- 調布市は、CO₂の排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組の一環として、令和2（2020）年に「CHOFU（調布）プラスチック・スマートアクション」を定め、市の率先行動として、使い捨てプラスチックの削減や庁舎内の自動販売機におけるペットボトル飲料を他素材の容器に切り替える等の取組を行いました。

(2) 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会の建議（令和3年11月）

- 本審議会では、令和2（2020）年9月にさらなるごみの減量・資源化の推進に関する市長からの諮問を受け、令和3（2021）11月に建議を行いました。
- プラスチックごみの減量・資源化については、
 - ・暮らしの中でプラスチックごみを減量するための意識啓発、市が率先してのワンウェイプラスチック製品使用の削減
 - ・容器包装プラスチックの分別徹底
 - ・海洋プラスチックごみ問題に関する意識啓発や地域の清掃活動・環境教育の3点を方向性として取りまとめました。

(3) 一般廃棄物処理基本計画（第3次）の策定（令和5年3月）

- 前項の建議等を踏まえ、令和5年3月策定の調布市一廃処理基本計画（第3次）においては、
 - ・プラスチック類の発生抑制：市民・事業者への発生抑制の働きかけ
 - ・プラスチック類の資源化：製品プラスチックを加えた資源化の推進と方針を定めています。

調布市一般廃棄物処理基本計画（第3次）「第4章第2節 資源化計画」抜粋

(1) プラスチック類の資源化の推進 **重点**

令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法では、容器包装プラスチックに加え、新たに製品プラスチックを再商品化（リサイクル）するための仕組みが導入されました。また、現在、容器包装プラスチックを中間処理しているふじみ衛生組合リサイクルセンターは、老朽化に伴い令和9（2027）年度に向けて更新が予定されています。

このような状況を踏まえ、容器包装プラスチックに製品プラスチックを加えた、プラスチック類全体に分別対象を拡大し、資源化する仕組みの検討・導入を図ります。

また、使用済みペットボトルについては、環境負荷が少ないとされる水平リサイクル※（ボトル to ボトル）の可能性について検討します。

※現状、ふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新完了は、令和10年度の予定に変更となっています

(資料1)

(4) 拠点回収の取組

①使い捨てコンタクトレンズ空ケース

- HOYA 株式会社 アイケアカンパニーと「使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関する協定」を締結し、同社が実施する「アイシティ eco プロジェクト」による回収と連携して取り組んでいます。

②使用済みインクカートリッジ

- 回収されたインクカートリッジは、ジット株式会社により、新たにリサイクルインクカートリッジとして再利用されます。

③ペットボトルキャップ

- 集められたペットボトルキャップは、日用雑貨、成形品、資材、工業用部品などに再商品化されます。

※回収ボックスの設置場所は、品目によって異なります。

(5) ごみ減量・リサイクル協力店の認定

- 資源物の店頭回収や商品の簡易包装など、業種に応じてごみ減量やリサイクルに取り組んでいるお店を「ごみ減量・リサイクル協力店」として認定しています。
- 一例として、イトーヨーカ堂国領店では、以下のような取組を行っています。
 - ・ 精肉の一部商品でトレーを使用しない「ノントレー包装」を採用
 - ・ ペットボトルを選別・圧縮して回収するほか、nanaco ポイントが貯まるペットボトル回収機を設置
 - ・ トレー等の資源物の回収

※回収されたトレーは、エコフェスタちょうふでも連携した株式会社エフピコにて、新たな食品トレーとして生まれ変わります。

(資料1)

2. プラスチックごみの3R推進を図る法制度について

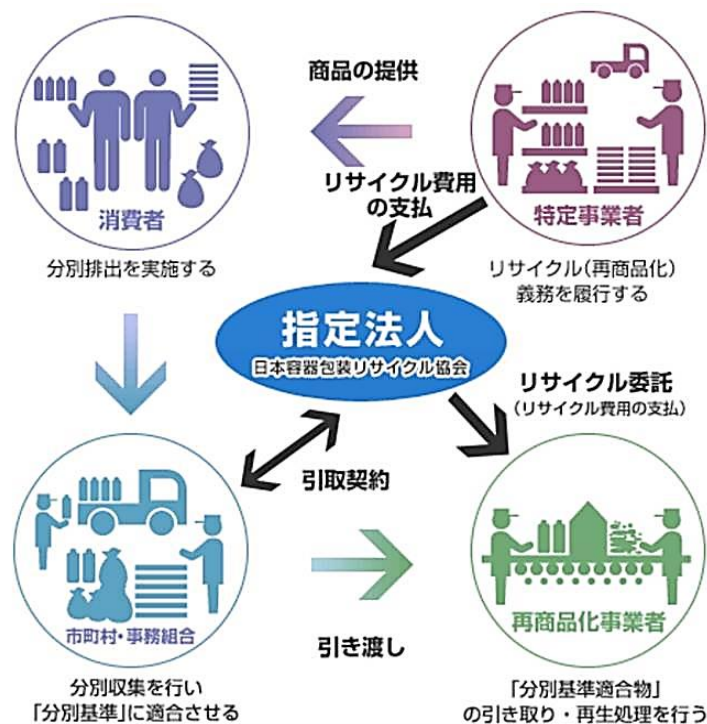
調布市がプラスチックの分別収集・リサイクルを進めていく根拠となる法制度の概要は以下のとおりです。

(1) 容器包装リサイクル法（平成12（2000）年4月完全施行）

市区町村のプラスチックごみのリサイクルを担保する法律

- 容器包装リサイクル法は、家庭ごみの容積で6割以上を占める容器包装廃棄物のリサイクルを目指した法律で、平成7（1995）年に制定されました。
- 市区町村が分別収集したガラスびん・ペットボトル・紙製容器包装・プラスチック製容器包装について、拡大生産者責任に基づき容器包装を製造・利用した事業者がリサイクル（再商品化）費用を負担するしくみとなっています。（図表5）
- 市区町村からの分別収集物の引き取りや、事業者からの再商品化費用の徴収などは、指定法人（日本容器包装リサイクル協会）が実施しています。
- プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルは、平成12（2000）年度から施行されました。調布市は平成16（2004）年度から容器包装プラスチックの分別収集を開始しています。
- なお、容器包装リサイクル法に基づく排出抑制の措置としては、令和2（2020）年7月から、レジ袋の有料化が実施されています。

図表5 容器包装リサイクル法のしくみ



資料：経済産業省ホームページ

(資料1)

(2) プラスチック資源循環促進法（令和4（2022）年4月施行）

■ 市区町村が分別収集する容器包装プラスチックに加え，製品プラスチックのリサイクルを担保

- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（略称「プラスチック資源循環促進法」）は，令和4（2022年）4月に施行されました。
- 同法には，市区町村が行う分別収集・リサイクルに関し，容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括して回収・リサイクルするためのしくみが盛り込まれました。
- 排出者は，容器包装プラスチックと製品プラスチックを一緒に出せるようになります。

(資料1)

図表6 多摩地域26市のプラスチック分別収集の状況(令和7年度時点)

プラスチック類の分別収集・リサイクル方法	市名	排出袋	備考
容器包装プラスチックのみ分別収集し、指定法人に引き渡し(容リ法ルート)	八王子市	無料	
	武蔵野市		
	三鷹市		「プラスチック類ごみ」として製品プラスチックも分別収集し、容器包装プラスチックのみ選別・資源化
	調布市		
	青梅市	有料	
	府中市		
	町田市		JR 横浜線より南の地域のみ
	小平市		
	東村山市		
	国立市		
	東大和市		
	清瀬市		
	東久留米市		
	武蔵村山市		
西東京市			
容器包装プラスチックと製品プラスチックを分けずプラスチック一括で分別収集し、指定法人に引き渡し ※次頁①「32条ルート」	立川市	無料	製品プラスチックは、100%プラスチックでできているもの (金属などの複合品は除外)
	小金井市	有料	
	日野市		
	国分寺市		
	狛江市		
	稲城市		
容器包装プラスチックは容リ法ルートでリサイクル、製品プラスチックは市の独自処理でリサイクル ※次頁③	福生市	無料	製品プラスチックは硬質プラスチックのみ回収。軟質プラスチック製品は可燃ごみ
	羽村市		
	昭島市	有料	製品プラスチックの品目を明示(バケツ・洗面器/コップ・歯ブラシ/カセットテープのケース等)
	多摩市		製品プラスチックは、汚れていないものが対象
未実施	あきる野市	—	
リサイクル(再商品化)事業者分別収集したプラスチックを直接持込み ※次頁②「33条ルート」	—	—	実施自治体なし

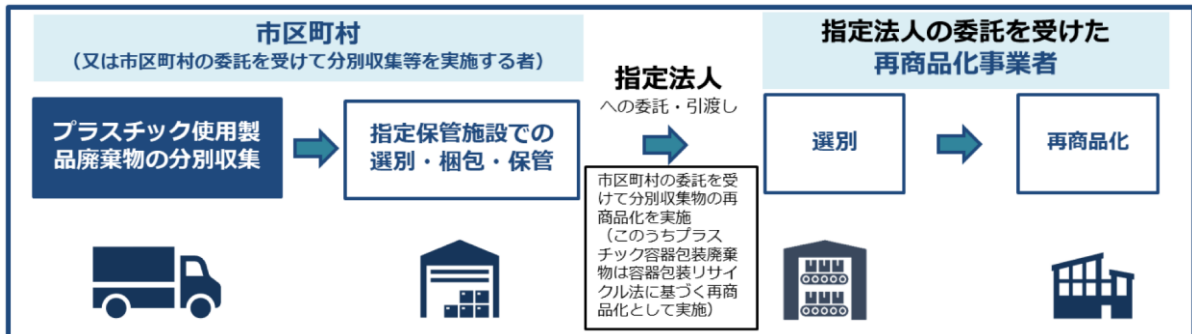
(資料1)

【プラスチック資源循環促進法等に定める分別収集・リサイクル方式】

①32条ルート

- 市区町村が容器包装プラスチックと製品プラスチックを分けずプラスチックを一括で分別収集し、容器包装リサイクル法の指定法人に引き渡す方式です。

図表7 プラスチック資源循環法 32条による製品プラスチックリサイクル

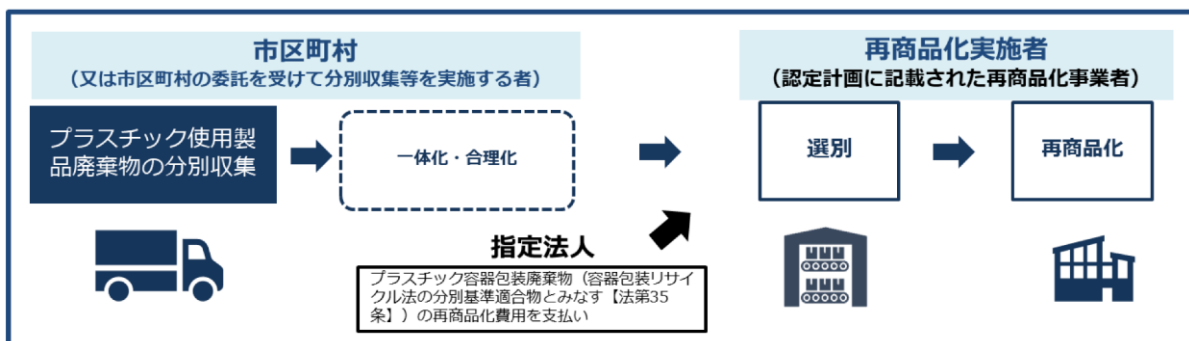


資料：環境省資料

②33条ルート

- リサイクル（再商品化）事業者に分別収集したプラスチックを直接持ち込む方式です。主にリサイクルセンターなどの選別施設を持たない市区町村が利用しています。（令和7年度時点で、全国31市区町村が実施）

図表8 プラスチック資源循環法 33条～35条による製品プラスチックリサイクル



資料：環境省資料

③市区町村の独自処理

- プラスチック資源循環促進法に頼らず、市区町村が独自にリサイクル業者に委託することもできます。リサイクル費用は市区町村の負担となります。

(3) 多摩地域の状況

- 図表6のとおり、令和7年度時点で6市がプラスチック資源循環促進法 32条に基づきプラスチック類を一括回収・リサイクルしています。また、4市が製品プラスチックの独自処理を行っています。
- なお、プラスチックの排出袋は指定有料袋が18市、無料の袋が7市となっています。

(資料1)

3. 調布市の製品プラスチック資源化に向けた検討事項

製品プラスチックの資源化によるメリットと、実施に向けて検討の必要な課題について以下に整理しました。

3.1 メリットと考えられる点

(1) プラスチック類の分別方法が明確になる

- 容器包装なのかを確認しなくても、プラスチック類を一緒に排出できるようになり、排出者である市民にとって分別方法が明確になります。

(2) ごみ減量・リサイクルを推進

- 図表 4 (p.4) に見るように、ごみの中には単一素材に限っても約 1,200t の製品プラスチックが排出されています。製品プラスチックの分別・リサイクルにより、ごみ減量・リサイクルが進みます。
- 他方、他自治体の例で、プラスチックの一括回収により排出者の分かりやすさが向上した分、従来の容器包装プラスチックの収集量も増えた事例があります。

(3) 環境負荷の軽減

- 不燃ごみとして収集している製品プラスチックを資源化し、焼却処理するプラスチックを削減することができ、CO₂排出量の削減につながります。

3.2 検討課題

(1) 対象とする製品プラスチック

- 国の製品プラスチックに関する分別基準では、「金属などの複合品ではないこと」が資源化に当たっての条件となっています。
- そこで、製品プラスチックの資源化（容器包装プラスチックとの一括回収）を導入している自治体の多くは、「プラスチックだけでできた製品」を分別対象としています。一方、洗濯ばさみなど、金属類を排出者が外すことができれば、プラスチックとしての単一素材となります。
- 市民の分別の手間や、分かりやすさなどの観点から、どこまで分別するのが課題として考えられます。

(資料1)

(2) 費用の負担について

- ふじみ衛生組合リサイクルセンターが令和11年度から稼働予定であるため、調布市で製品プラスチックを分別対象とする場合は、プラスチック資源循環促進法の「市区町村が容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括で分別収集し、容器包装リサイクル法の指定法人に引き渡す方式」(①32条ルート)で、プラスチック類を一括回収することが現実的と考えられます。
- 上記ルートでリサイクルした場合、容器包装プラスチックの費用(再商品化費用)については、事業者が負担します。
一方、製品プラスチックについては、こうした費用負担のしくみはないため、容器包装プラスチックと共に日本容器包装リサイクル協会に引き渡しても、その再商品化費用は市区町村の負担となります。
- プラスチック類の再商品化単価は事業者にもよりますが、5~7万円/t程度です。仮に、製品プラスチック1,000トン(分別収集・リサイクル)とした場合、5000万~7000万円程度の再商品化費用負担が新たに発生します(ただし、令和6年度までは国が循環型社会形成推進交付金で一部を負担しています)。
参考として、令和6(2024)年度の調布市の清掃事業費(決算額)は、約34億7000万円、可燃ごみ・不燃ごみの有料袋収入額は約3億8,500万円となっています。
- こうした費用負担の発生があることから、市民への理解を深めつつ、慎重に検討していく必要があります。

(3) 排出方法

- 現在、調布市の容器包装プラスチックは、無指定の透明又は不透明の袋での排出となっています。
- 他方、分別収集費用の一部の負担と、排出抑制効果を得るために、プラスチック類についても有料指定袋で収集している市もあります。(図表6参照)
製品プラスチックのリサイクルによる市の費用負担増や市民の利便性、排出抑制効果など、様々な観点から総合的に検討する必要があります。
- また、持込先であるふじみ衛生組合は、調布市・三鷹市の共同施設であるため、対象品目や排出方法については、ふじみ衛生組合及び三鷹市と協議のうえで検討を進めていく必要があります。